

「厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目
及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目」

1	腰掛便座	次のいずれかに該当するものに限る。	
		<p>①和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの(腰掛式に変換する場合に高さを補うものを含む。)</p> <p>②洋式便器の上に置いて高さを補うもの。</p> <p>③電動式又はスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有しているもの。</p> <p>④便座、バケツ等からなり、移動可能である便器(水洗機能を有する便器を含み、居室において利用可能であるものに限る。)。但し、設置に要する費用については従来通り、法に基づく保険給付の対象とならないものである。</p>	
2	自動排泄処理装置の交換可能部品	自動排泄処理装置の交換可能部品(レシーバー、チューブ、タンク等)のうち尿や便の経路となるものであって、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に交換できるもの。 専用パッド、洗浄液等排泄の都度消費するもの及び専用パンツ、専用シート等の関連製品は除かれる。	
3	入浴補助用具	座位の保持、浴槽への出入り等の入浴に際しての補助を目的とする用具であって次のいずれかに該当するものに限る。	
		①入浴用いす	座面の高さが概ね35センチメートル以上のもの又はリクライニング機能を有するものに限る。
		②浴槽用手すり	浴槽の縁を挟み込んで固定することができるものに限る。
		③浴槽内いす	浴槽内に置いて利用することができるものに限る。
		④入浴台	浴槽の縁にかけて浴槽への出入りを容易にすることができるものに限る。
		⑤浴室内すのこ	浴室内に置いて浴室の床の段差の解消を図ることができるものに限る。
		⑥浴槽内すのこ	浴槽の中に置いて浴槽の底面の高さを補うものに限る。
		⑦入浴用介助ベルト	居宅要介護者等の身体に直接巻き付けて使用するものであって、浴槽への出入り等を容易に介助することができるものに限る。
4	簡易浴槽	空気式又は折りたたみ式等で容易に移動できるもの※であって、取水又は排水のために工事を伴わないもの ※硬質の材質であっても使用しないときに立て掛けること等により収納できるものを含むものであり、また、居室において必要があれば入浴が可能なものに限られる。	
5	移動用リフトのつり具の部分	身体に適合するもので、移動用リフトに連結可能なものであること。	

※	<p>① それぞれの機能を有する部分を区分できる場合には、それぞれの機能に着目して部分ごとの一つの福祉用具として判断する。</p> <p>② 区分できない場合であって、購入告示に掲げる特定福祉用具の種目に該当する機能が含まれているときは、福祉用具全体を当該特定福祉用具として判断する。</p> <p>③ 福祉用具貸与の種目及び特定福祉用具の種目に該当しない機能が含まれる場合は、法に基づく保険給付の対象外として取り扱う。</p> <p>但し、当該福祉用具の機能を高める外部との通信機能を有するもののうち、認知症老人徘徊関知機器において、当該福祉用具の種目に相当する部分と当該通信機能に相当する部分が区分できる場合には、当該福祉用具の種目に相当する部分に限り給付対象とする。</p>
---	--

出典：

・厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目
及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目
(平成11年3月31日厚生省告示第94号最終改正：平成24年3月30日厚生労働省告示第202号)

・「介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて」の一部改正について
(平成28年4月14日老高発0414第1号)

(参考)「厚生労働大臣が定める居宅介護住宅改修費等の支給に係る住宅改修の種類」

1	手すりの取付け	<p>廊下、便所、浴室、玄関、玄関からの道路までの通路等に転倒予防若しくは移動又は移乗動作に資することを目的として設置するものである。手すりの形状は、二段式、縦付け、横付け等適切なものとする。</p> <p>なお、貸与告示第七項に掲げる(「厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種目」に記載の7)「手すり」に該当するものは除かれる。</p>
2	段差の解消	<p>居室、廊下、便所、浴室、玄関等の各室間の床の段差及び玄関から道路までの通路等の段差又は傾斜を解消するための住宅改修をいい、具体的には、敷居を低くする工事、スロープを設置する工事、浴室の床のかさ上げ等が想定されるものである。</p> <p>ただし、貸与告示第八項に掲げる(「厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種目」に記載の8)「スロープ」又は購入告示第三項第五号に掲げる(「厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目」に記載の3⑤)「浴室内すのこ」を置くことによる段差の解消は除かれる。</p> <p>また、昇降機、リフト、段差解消機等動力により段差を解消する機器を設置する工事は除かれる。</p>
3	滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更	<p>滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更</p> <p>具体的には、居室においては畳敷から板製床材、ビニル系床材等への変更、浴室においては床材の滑りにくいものへの変更、通路面においては滑りにくい舗装材への変更等が想定されるものである。</p>

4	引き戸等への扉の取替え	<p>開き戸を引き戸、折戸、アコーディオンカーテン等に取り替えるといった扉全体の取替えのほか、扉の撤去、ドアノブの変更、戸車の設置等も含まれる。</p> <p>ただし、引き戸等への扉の取替えにあわせて自動ドアとした場合は、自動ドアの動力部分の設置はこれに含まれず、動力部分の費用相当額は、法に基づく保険給付の対象とならないものである。</p>										
5	洋式便器等への便器の取替え	<p>和式便器を洋式便器に取り替えや、既存の便器の位置や向きを変更する場合が一般的に想定される。</p> <p>ただし、購入告示第一項に掲げる「腰掛便座」の設置は除かれる。</p> <p>また、和式便器から、暖房便座、洗浄機能等が付加されている洋式便器への取替えは含まれるが、既に洋式便器である場合のこれらの機能等の付加は含まれない。さらに、非水洗和式便器から水洗洋式便器又は簡易水洗洋式便器に取り替える場合は、当該工事のうち水洗化又は簡易水洗化の部分は含まれず、その費用相当額は法に基づく保険給付の対象とならないものである。</p>										
6	その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修	<p>上記1～5に掲げる住宅改修に付帯して必要となる住宅改修としては、それぞれ以下のものが考えられる。</p> <table border="1" data-bbox="408 898 1445 1395"> <tr> <td data-bbox="408 898 660 981">① 手すりの取付け</td> <td data-bbox="660 898 1445 981">手すりの取付けのための壁の下地補強</td> </tr> <tr> <td data-bbox="408 981 660 1115">② 段差の解消</td> <td data-bbox="660 981 1445 1115">浴室の床の段差解消(浴室の床のかさ上げ)に伴う給排水設備工事、スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置</td> </tr> <tr> <td data-bbox="408 1115 660 1227">③ 床又は通路面の材料の変更</td> <td data-bbox="660 1115 1445 1227">床材の変更のための下地の補修や根太の補強又は通路面の材料の変更のための路盤の整備</td> </tr> <tr> <td data-bbox="408 1227 660 1294">④ 扉の取替え</td> <td data-bbox="660 1227 1445 1294">扉の取替えに伴う壁又は柱の改修工事</td> </tr> <tr> <td data-bbox="408 1294 660 1395">⑤ 便器の取替え</td> <td data-bbox="660 1294 1445 1395">便器の取替えに伴う給排水設備工事(水洗化又は簡易水洗化に係るものを除く。)、便器の取替えに伴う床材の変更</td> </tr> </table>	① 手すりの取付け	手すりの取付けのための壁の下地補強	② 段差の解消	浴室の床の段差解消(浴室の床のかさ上げ)に伴う給排水設備工事、スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置	③ 床又は通路面の材料の変更	床材の変更のための下地の補修や根太の補強又は通路面の材料の変更のための路盤の整備	④ 扉の取替え	扉の取替えに伴う壁又は柱の改修工事	⑤ 便器の取替え	便器の取替えに伴う給排水設備工事(水洗化又は簡易水洗化に係るものを除く。)、便器の取替えに伴う床材の変更
① 手すりの取付け	手すりの取付けのための壁の下地補強											
② 段差の解消	浴室の床の段差解消(浴室の床のかさ上げ)に伴う給排水設備工事、スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置											
③ 床又は通路面の材料の変更	床材の変更のための下地の補修や根太の補強又は通路面の材料の変更のための路盤の整備											
④ 扉の取替え	扉の取替えに伴う壁又は柱の改修工事											
⑤ 便器の取替え	便器の取替えに伴う給排水設備工事(水洗化又は簡易水洗化に係るものを除く。)、便器の取替えに伴う床材の変更											

出典：厚生労働大臣が定める居宅介護住宅改修費等の支給に係る住宅改修の種類
(平成11年3月31日厚生労働省告示第95号、最終改正：平12年厚生労働省告示第481号)